

株式会社アプレ 販売利用規約

株式会社アプレ（以下『当社』といいます。）が提供する販売サービス（以下『本サービス』といいます。）をご利用になられるお客様は、以下の利用規約（以下『本規約』といいます。）に同意したうえで、本サービスを利用するものとします。

なお、本サービスをご利用のお客様は本規約に同意したものとみなします。

第1条（本サービスの対象）

本サービス対象商品は、貴金属（金・プラチナ・銀・パラジウム）地金及びジュエリー、宝石、ブランド時計、ブランドバッグ、ブランド小物、骨董・美術品・楽器などその他動産取扱商品（以下『商品』という。）とします。

第2条（売買契約の成立）

1. 当社が、販売する商品の品名及び売買代金をお客様に提示し、お客様が承諾の意思表示を發した時点で、当社とお客様の間で売買契約（以下『本件売買契約』という。）が成立するものとします。
2. お客様が下記のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当社は本件売買契約を何らの催告なくして解除できるものとします。

（一）売買契約を締結する目的が不正な目的（マネーロンダリング目的、その他当社が不正目的と判断するもの）であると認められる場合。

（二）本契約に定める条項に違反し、当社が催告したにもかかわらず、14日以内に当該違反が是正されないとき。

（三）監督官庁により営業の許可取消し、停止等の処分を受けたとき。

（四）支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、又は手形若しくは小切手が不渡りとなったとき。

（五）第三者より差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。

（六）破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを受け、又は自ら申立てを行ったとき。

（七）解散、会社分割、事業譲渡又は合併の決議をしたとき。

（八）資産又は信用状態に重大な変化が生じ、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められたとき。

（九）その他、前各号に準じる事由が生じたとき。

第3条（支払条件）

1. 本サービスご利用のお客様は、商品の代金を、本件売買契約の成立後3営業日以内に当社に支払うものとします。ただし、支払期限が金融機関の休業日に当たる場合、その直前の金融機関の営業日を支払期限とします。
2. 前項に定める当社に対する支払いは、当社が別途指定する銀行口座に現金による振込みにて支払い、もしくは現金支払のみとします。なお、振込手数料はお客様の負担とします。

第4条(商品の引渡し)

1. 当社は、前条に規定する本サービスご利用のお客様による売買代金の支払いが確認できた後、5営業日以内に商品を発送するものとします。
2. 商品の所有権は、第5条に定める検収が完了した時に、当社から本サービスご利用のお客様に移転するものとします。

第5条(検収)

1. お客様は、商品の納入を受けたとき、納品書の発行日(商品を発送する場合は発送日に同じ)から3営業日以内に検収し、商品に種類、品質又は数量に関して本契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)がある場合、直ちに当社に通知するものとします。当該検収期間の終了までに当社に対して当該通知がない場合、検収期間終了をもって検収に合格したものとみなします。
2. 第1項にかかわらず、対面で商品を引き渡す場合は、お客様はその場で直ちに商品の検収を行わなければならないが、商品に契約不適合がある場合は、その場で当社に通知するものとします。当社への当該通知がない場合、検収に合格したものとみなします。
3. 商品の検収合格をもって検収の完了とします。
4. 検収の完了後は、いかなる理由があっても返品は受け付けず、当社は契約不適合責任を負わないものとします。
5. 検収の完了時まで当社へ不具合の通知がある場合、当社は商品及び納品書を確認し、不具合に該当すると判断した場合、返品に応ずるものとします。ただし、次の各号に定める場合については、検収の完了時まで通知がされた場合であっても返品を受け付けないものとします。
 - (一) サイズ・カラー・素材等のイメージ違いによる返品
 - (二) お客様の都合による返品、また、一度使用された商品の返品
 - (三) お客様が汚損・破損された商品の返品
 - (四) 商品の説明書・箱・付属品などがお客様により汚損・破損・紛失・破棄された商品の返品
 - (五) お客様による加工がされた商品の返品
 - (六) その他、お客様の責めに帰すべき事由に基づく返品
6. 商品の納入送料負担は商品・条件に応じて当社が指定するものとし、第5項に定める検収不合格時の返品送料は原則として本サービスご利用のお客様が負担するものとします。

第6条(古物営業法および犯罪収益移転防止法に基づく本人確認)

現金でのお支払いが200万円を超えるお取引の場合、古物営業法および犯罪収益移転防止法に基づく本人確認のため、取引時に次の書類の提出を求めるものとします。

(一) 一般(個人)のお客様

- (ア) 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等、顔写真のあるものについては1点、保険証、年金手帳、住民票等、顔写真の無いものについては2点)

(イ) 登録カード

(二) 個人事業主のお客様

- (ア) 第一号に定める書類

(イ) 古物商許可証(コピー)

(三) 法人のお客様

- (ア) 第一号に定める書類(本人確認書類は代表者のもの)

(イ) 古物許可証(コピー)

(ウ) 実質的支配者申告書

(エ) 履歴事項証明書(取得後3か月以内のもの)

第7条 (個人情報保護方針)

当社はお客様の個人情報がプライバシーを構成する重要な情報であることを深く認識し、業務において個人情報を取り扱う場合には、個人情報に関する法令及び個人情報保護のために定めた社内規定を定め、また、組織体制を整備し、個人情報の適切な保護に努めることにより、お客様を尊重し、当社に対する期待と信頼に応えるものとします。詳細は公式 HP (<https://apre-g.com/company/privacy-policy/>) に公開する通りとします。

第8条 (反社会的勢力の排除)

お客様が以下に該当する場合又は反社会的勢力の排除に基づく虚偽の申告をした場合、当社は何らの催告なくしてお客様との間の全ての取引を停止し、契約を解除します。また、これにより損害が生じた場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

- (一) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体、関係者、その他反社会的勢力(以下、暴力団等)に該当する場合。
- (二) 公共の福祉に反する活動を行う団体及びその行為者、その他暴力団等に該当する場合。
- (三) 自ら又は第三者を利用して、他方当事者の業務を妨害した場合、又は、妨害するおそれのある行為をした場合。
- (四) 自ら又は第三者を利用して他方当事者に対して暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いるなどした場合。
- (五) 自らまたは第三者を利用して他方当事者の名誉、信用等を毀損し、又は、毀損するおそれのある行為をした場合。
- (六) 自ら又は第三者を利用して、自身や、その関係者が暴力団等である旨を関係者に認知させるおそれのある言動、態様をした場合。

第9条 (準拠法・合意管轄)

本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。また、本契約に関連する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第10条 (利用規約改訂)

1. 当社は本規約の内容についてご利用者様の同意を得ることなく、本利用規約を追加・変更改訂できるものとします。
2. 本規約の追加・変更改訂は、公式HP上に告知した時点で追加・変更されたものとし、当該追加・変更後に取引したお客様は、当該追加・変更後の本規約について承諾したものとします。

2024年5月1日制定